

議 長 日程第10「議案第11号松田町布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第11号松田町布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたため、町もこれに準じて見直すに当たり所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、議案第11号松田町布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

初めに、今回の条例改正の主な内容でございます。水道整備管理行政における人材確保強化の必要性を背景としました水道法施行令及び水道法施行規則の改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しによるものでございます。

恐れ入りますが、議案の5枚目、右上に参考資料1と記載のある新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。新旧対照表の1ページ目です。まず、第3条布設工事監督者の資格の第1項につきましては、現行に対し改正案では、資格要件について技術上の実務経験年数を、また、その年数について、少なくとも半分は水道に関する実務経験を必要とし、残りの実務経験年数には工業用水道、下水道、道路、河川分野における実務経験年数を算入可能とすることに改めます。

2ページをお願いします。改正案の第4号には、短期大学等を卒業した者、6号には高等学校等を卒業した者、4ページの第11号には1級土木施工管理技師のそれぞれについて新たな資格要件を追加します。これにより、現行の第4

号は第1号…第4号は1号、第5号以下は2号ずつ繰り下がります。

第3条第2項につきましては、簡易水道事業の場合に必要な実務経験年数について改めます。

6ページをお願いします。第4条水道技術管理者の資格の第1項につきましても、第3条の布設工事監督者と同様に資格要件について改めます。

8ページをお願いします。改正案の第7号には技術士、第8号には1級土木施工管理技師の新たな資格要件を追加します。

9ページをお願いします。第4条第2項につきましては、簡易水道事業の必要の…簡易水道事業の場合に必要な実務経験年数について表記を改めます。

恐れ入りますが、4枚目の裏面、ページで言いますと議案本文6ページをお願いします。附則でございます。この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第11号松田町布設管工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩します。10時40分より再開いたします。(10時23分)